

令和7年度 嵐山町職員募集要項

【一般事務職(障害者対象含む)
【土木職・建築職(経験者含む)】



1 職種、採用予定人員、職務内容

性別を問わず次の人気が受験できます。

職種	採用予定人員	職務内容	受験資格
一般事務職			令和8年4月1日現在、35歳までの人 ※令和8年3月31日までに高等学校卒業見込みの人に含む
一般事務職 (障害者対象)	若干名	一般行政事務	①令和8年4月1日現在、35歳までの人 ※令和8年3月31日までに高等学校卒業見込みの人に含む ②次の要件を全て満たす者 ・障害者手帳の交付を受けている ・自力による通勤ができ、かつ介護者なしに1日7時間45分、週5日、計38時間45分の職務遂行が可能である ・活字印刷文による筆記試験出題に対応できる
土木職・建築職			令和8年4月1日現在、35歳までの人で、土木又は建築に関する専門課程を履修した人 ※令和8年3月31日までに高等学校卒業見込みの人に含む
土木職・建築職 (経験者)	若干名	専門的技術業務	令和8年4月1日現在、35歳までの人で、2級以上の土木施工管理技士又は2級以上の建築士の資格を有する人

※合格基準に達しない場合には、採用を行わない場合があります。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は受験できません。

(1)日本国籍を有しない人

(2)地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

(1)筆記試験等

【一般事務職(障害者対象含む)のみ実施】※土木・建築職は口述試験より実施

試験科目	出題内容・分野
筆記試験	<ul style="list-style-type: none">・地方行政への関心と理解・文章を正確に理解し、事務を円滑に遂行する能力・論理的に思考し、判断する能力・現状や統計等の資料を分析し、課題を発見する能力・国内外の社会情勢への理解と新たな課題に対応するための基礎知識
論文試験	公務員として必要な論文能力について試験を行います。
職場適応性検査	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性についての検査を行います。

(2)口述試験【全職種対象】

口述試験を全職種の全受験者に対して面接により行います。

(3)健康診断【全職種対象】

健康診断を口述試験合格者に対して職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて診断を行います。

4 試験の日時・場所

(1)筆記試験等

日時:令和8年2月8日(日) 受付開始:午前9時00分~

場所:嵐山町役場町民ホール(庁舎1階)

試験科目	時 間
筆記試験(60分)	午前9時30分~午前10時30分
論文試験(70分)	午前10時40分~午前11時50分
職場適応性検査(20分)	午前12時00分~午後12時20分

(2)口述試験【全職種対象】

日時:令和8年2月21日(土)

※時間等につきましては、受験票送付時に別途通知いたします。

場所:嵐山町役場

(3)健康診断【全職種対象】

日時:口述試験合格者に対して通知します。

場所:町内医療機関

5 受験手続及び受付期間

(1)必要応募書類

必要応募書類	
①	嵐山町職員採用試験申込書 (役場総務課窓口にて配布、またはホームページよりダウンロード可)
②	最終学校の卒業証明書(又は卒業見込み証明書)の原本
③	障害者手帳等の写し※一般事務職(障害者対象)のみ
④	資格証書の写し※有資格者のみ ・土木経験者:土木施工管理技士証書の写し ・建築経験者:建築士免許証の写し

※注1 提出された応募書類に関しては返却いたしませんので、ご了承ください。

※注2 申込書の職歴、資格等記入欄が足りない場合は、別紙に記載してください。(形式不問)。なお、記載事項に不正があると採用される資格を失うことがあります。

※注3 申込書に記載された個人情報は、職員採用試験実施の円滑な遂行のために用い、他の業務への利用や公開をすることはありません。

(2)受付期間

受付期間は1月5日(月)から1月23日(金)までとし、郵送の場合は1月23日(金)までに到着したものに限ります(簡易書留で早めに郵送してください。これによらない場合の事故や不到達のため申込不受理となつても、責任は負いません)。なお、役場総務課での受付は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

(3)申込手続

①応募書類に必要事項を記入し、役場総務課に提出してください。なお、郵送により申し込む場合は、封筒の表に「採用試験申込み」と朱書きして、必ず簡易書留で送付してください。

送付先:〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1
嵐山町役場総務課宛 「採用試験申込み」

②応募書類を受理した後、内容について審査し、後日、受験票を郵送いたします。なお、1月31日(土)までに受験票が到着しないときは、申し出てください。

6 採用の方法【全職種共通】

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されたのち、試験成績、本人の希望等を考慮し、令和8年4月1日から令和8年9月30日までの間に採用されることとなります。

7 採用後の給与等【全職種共通】

(1)給与(給料及び各種手当)

嵐山町一般職員の給与に関する条例の規定に基づき支給します。(参考:令和7年4月1日現在)

※下記の給料月額に経験年数等を加味して決定します。

卒業後、すぐに採用された者の給料月額	
大学卒業	237,600円
短期大学卒業	222,600円
高等学校卒業	206,700円

(2)勤務時間・休暇

- ①勤務時間は、原則として、午前8時30分から午後5時15分までです。(休憩時間1時間を含む)
- ②休暇は、年間20日(4月1日採用の場合、1年目は15日)の年次休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚・忌引・出産等の場合に与えられる特別休暇等があります。

〒355-0211
埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1
嵐山町役場 総務課庶務・人事担当
TEL 0493-62-2151